

文京区国民健康保険及び後期高齢者医療制度糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託プロポーザル募集に関する質問に係る回答について

No.	該当箇所	質問	回答
1	仕様書(案)特記仕様書 1 項番 1 (1) 及び特記仕様書 4 項番 1 (1)	案内書の作成、印刷を再委託することは可能でしょうか？	文京区標準契約約款（委託） （一括委任の禁止） 第3条 乙は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を、一括して第三者に委託することができない。 と規定されておりますので、案内書の作成、印刷のみであれば、再委託していただくことは可能です。ただし、文京区長宛ての再委託協議書原本（代表者の押印済）の提出が必要となります。
2	仕様書(案)特記仕様書 2 項番 2 (1)	指導は、初回面談を含む個別面談による指導3回（1回40分程度）、電話による指導 4回（1回20分程度）を行うことを基本とし、保健指導利用者のニーズに沿った内容 とする。 とありますが、こちら40分を超過することは可としていただくことは可能でしょうか？（基本が60分～90分でも可としていただけるか）	面談時間は、仮に超過しても、約60分程度を目安とし、次の相談者の予約時間を考慮した上で面談時間を設定してください。
3	仕様書(案)特記仕様書 2 項番 5 (1)	指導に従事する者は、本プロポーザル選考のために採用するのではなく、正規の社員である者、など資格の制限はありますでしょうか。	仕様書どおり、保健師等の資格をお持ちであれば、特に正規の社員である者などの制限はございません。
4	仕様書(案)特記仕様書 2 項番 5 (2)	社内に常勤の医師がいて定期的にケースカンファをすることが望ましいと思われませんが、医師の配置やケースカンファの制限などはありますでしょうか。	医師の配置やケースカンファなどの制限はございません。 仕様書のとおり、専門医による講習やガイドラインの確認等により、あらかじめ介入に必要な知識及び技術を習得した方による指導としてください。
5	仕様書(案)特記仕様書 2 項番 9 (3)	簡易検査キット 具体的にご教示くださいます様お願い致します。	簡易検査キットの指定は特にございません。 保健指導期間にかかりつけ医等での検査を受けられていない等、保健指導前後の数値が確認できないような場合に、本人の希望があれば、簡易検査キットによる検査を行うという可能性を想定しています。

文京区国民健康保険及び後期高齢者医療制度糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託プロポーザル募集に関する質問に係る回答について

No.	該当箇所	質問	回答
6	仕様書(案)特記仕様書 2 項番 9(3)	簡易検査キットの結果報告 受託者は、保健指導終了者のうち希望する者に対して、簡易検査キットを使用してクレアチニン（CRE）やHbA1c等の測定を行い、それによって保健指導前後の検査値の改善状況を確認し、事業報告書兼評価書においてその結果を報告することとする。なお、簡易検査キットは受託者の負担で用意すること。とありますが、 簡易検査キットの指定はございますでしょうか。また、希望者のみ測定をするとありますが、前年度の測定数実績をご教示ください。	簡易検査キットの指定は特にございません。 かかりつけ医等での検査で数値の把握ができる方がほとんどですので、前年度の簡易検査キットでの測定数実績は0件です。
7	仕様書(案)特記仕様書 4 項番 4	フォローアップ保健指導の実施 保健指導の実施に当たっては、前年度の個別支援計画等をもとに実施する。 について、前年度の支援情報をどのような形式、項目でいただけるかご教示ください。	区から対象者リストを提供しますが、前年度の支援情報について、必要な情報についても、区と協議のうえ、決定し、提供いたします。
8	仕様書(案)特記仕様書 4 項番 5	フォローアップ保健指導の内容は、その指導の回数を個別面談による指導1回（40分程度）、電話による指導1回（20分程度）を行うことを基本とし、これ以外については、「特記仕様書 2 保健指導の実施」における「2 指導内容」に準ずる取扱いとする。 とありますが、フォローアップ保健指導の個別面談対応が不可の場合、電話による指導2回とさせていただく事は可能でしょうか？	保健指導の実施に当たっては、特記仕様書 2 保健指導の実施 2 指導内容 (1)のとおり、面談による指導1回を、電話による指導1回に置き換えることは、原則できません。対面での面談が難しい場合、Webによる面談にさせていただくことは可能です。
9	仕様書(案)特記仕様書 4 項番 8	受託者は、毎月の指導が完了した後に、当月に完了した指導について、件数、内容（フォローアップ保健指導利用者の氏名、被保険者記号、被保険者番号、指導内容、指導日等）を記載したものを「フォローアップ保健指導完了報告書（月次）」として区に提出する。 とありますが、月次ではなく全ての指導完了月の翌月末の提出とさせていただく事は可能でしょうか？	仕様書どおり、毎月の指導が完了した後に、当月に完了した指導について、月次で提出をお願いします。

文京区国民健康保険及び後期高齢者医療制度糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託プロポーザル募集に関する質問に係る回答について

No.	該当箇所	質問	回答
10	企画提案書等作成要領 1	企画提案書 A4判縦両面印刷にて10頁以内で作成することと ございます。 A4判縦5枚以内でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	企画提案書等作成要領 3(2)	「(2)実績は 令和元年度以降に受託した糖尿病性腎症重症化予防事業におけるものとし、発注者、業務名及び業務概要、契約期間、契約金額及び契約方式について最大5件まで記載すること。 また、その中から区市町村国民健康保険（又は後期高齢者医療制度）事業のものを任意に選択し、対象者への送付物及び保健指導教材等の資料を1部提出すること。」とあります。 後半の「また、」以降に関して、重症化予防の要素が入った保健事業と介護予防の一体的実施の実績のものを選択してもよろしいでしょうか。	糖尿病性腎症重症化予防が含まれた内容の契約実績のものであれば、問題ありません。
12	令和6年度契約実績について	令和6年度の事業者名、契約金額をご教示ください。	令和6年度は、国保と後期が別々の契約となっておりますが、委託事業者名及び契約金額については、本回答でお示しすることはできません。 情報公開請求で請求後の開示となります。
13	データの授受について	データの授受方法をご教示ください。	データの授受については、区が提供するBOXクラウド型オンラインストレージサービスへの格納による方法で提出いただきます。プロポーザル参加希望書に記載いただいたメールアドレス宛に、提出先について、個別にご案内いたします。